

## 令和3（2021）年度 社会福祉法人共働福祉会 法人事業計画

### ○はじめに

事業計画の策定に先立ち、令和2年度のスタート時は新型コロナウイルス感染拡大の最中であり、少しの期間は活動の自粛を余儀なくされるものと覚悟を決めていた。夏になれば…、また秋ぐらいからは必ず日常が戻ってくるものと信じていた。

次年度を迎えるにあたり、昨春と同様の状況が続いていることは思いもよらなかったが、まずは“ウィズコロナ”として、十分な対策のもとできる限りの活動、社会参加を行い、来る“アフターコロナ”に夢を抱きつつ日々のプログラムをすすめていく。

### ○『元気なあいさつ』

これを令和3年度 共働福祉会の働き方改革の一つとする。笑顔で元気なあいさつは社内の活性化、コミュニケーションの円滑化につながり、明るい職場づくりの一役を担うものである。特に我々の業務は、利用者との心のつながりが大切であり、利用者は職員からの言葉かけや表情により多くのことを感じ取るため、あいさつと笑顔は欠くことのできないツールである。この1年間を通じて「雰囲気によりよくなった」と感じることができるよう各自が意識を高めて実施していく。

○令和3年度は報酬改定が実施される。この度は基本単価の算定方法、加算の条件など大幅な変更が成されている。全体的な報酬の改定率は+0.56%であり、数値的には上向きに見受けられるが、その内容としてより専門的な支援について段階別に加算報酬として評価されることが理解できる。この差別化についていくためには、人材の確保、特に福祉・医療系の専門職の獲得と定着、そして資格取得、研修受講による職員の全体的なスキルの向上が求められる。これらは最終的に利用者支援の充実に反映されるため、新たな加算の取得による支援力の増強にむすびつけていく。

改定内容に、虐待防止委員会の設置、身体拘束などの適正化のための指針の整備が挙げられており、当然のことながら権利擁護の更なる徹底が義務化された。また、感染症に対する委員会の設置、指針の整備などの対策の強化 災害の発生時も含めた業務継続に向けた計画（BCP）の策定、研修の実施、地域との連携を一定の経過措置期間はあるものの設置することがこちらも義務化された。地域福祉を担うものとして日ごろから備え、いざというときに安定的、継続的な動きが求められていることが分かる。ICTの活用による業務の効率化や必要な場面の通信回線を使用した支援も国は推奨していることから、今後ますます増えてくるとは思われるが、これについては環境改善、利便性を追求しながらも、基本的な直接支援、変えられないものについては適切に維持し守っていく。

### ○法人内 各拠点の動き

#### ・久松共働センター

事業開始から14年半が経過して、少しずつ修繕が必要な個所が見え始めた。令和3年度はほぼ全館のエアコンの入れ替えを行い、快適な空間の提供と省エネ

に努めていく。また久松共働センターは本部機能を有することから、情報の受信発信源としての役割をしっかりと果たしていく。

児童・生徒を対象に実施している放課後等デイサービス サニーふれいすは、令和4年度からの事業実施目標として、現在の20名定員-1ヶ所から10名定員-2ヶ所に分けて活動の充実と収益の安定化を図っていく。また学齢期以前の幼児の受け入れ事業 児童発達支援事業を定員5名程度で実施できるよう準備していく。上記の実施に向けた資産の取得も可能性としてあげられる。

- ・福山共働センター

以前より構想として掲げている既存の2棟が立っている土地の入手が求められている。現在有償賃貸の状況にあり、すすめてきた購入の話は停滞気味ではあるが、安心して継続的な事業をすすめるため、また新たな事業展開のために必要不可欠である。

- ・グループホーム宇宙

事業開始から1年が経過。この1月に満床となり安定的な運営にむすびついてきた。軌道に乗ってきたことから、2棟目以降の拡張に向けたニーズの把握とイメージづくり、棟の管理ができる人材育成が必要となってくる。

2021年度も役職員一体となり事業計画の実現に向けて邁進してまいります。

## 1. 法人が行う事業

### (1) 事業種別

(ア) 第2種社会福祉事業

### (2) 種類及び名称

(ア) 久松共働センター 就労継続支援 B 型

(イ) 久松共働センター 生活介護

(ウ) 久松共働センター 特定相談支援事業

(エ) 久松共働センター 障害児相談支援事業

(オ) 放課後等デイサービス サニーふれいす

(カ) 福山共働センター 就労継続支援 B 型

(キ) 福山共働センター 生活介護

(ク) 共同生活援助事業 宇宙 (そら)

(ケ) 短期入所事業 宇宙 (そら)

### (3) 管理者

占部 幸一 以下2事業所管轄

(ア) 久松共働センター 就労継続支援 B 型

(イ) 久松共働センター 生活介護

松山 健 以下4事業所管轄  
(ウ) 久松共働センター 特定相談支援事業  
(エ) 久松共働センター 障害児相談支援事業  
(ク) 共同生活援助事業 宇宙(そら)  
(ケ) 短期入所事業 宇宙(そら)

戸田 昌良  
(オ) 放課後等デイサービス サニーふれいす

小池 政代 以下2事業所管轄  
(カ) 福山共働センター 就労継続支援B型  
(キ) 福山共働センター 生活介護

(4) 法人本部所在地  
福山市久松台3丁目1番39号

## 2. 役員・評議員の状況

(役員)	理事6名	監事2名
理事長	戸田 榮次	
理事	戸田 榮次	
	瀧口 清美	
	小迫 紀澄	
	戸田 清二	
	平岡 浩	
	松山 健	
監事	江草 克己	
	江草 和広	

(評議員)	7名
	野村 守
	広川 昌彦
	三島 麗子
	高橋 宏治
	品川 裕見子
	丸尾 富美子
	藤原 大輔

## 3. 行事等実施計画

令和3年	6月	理事会の開催
	6月	評議員会の開催
	12月	理事会の開催
令和4年	3月	理事会の開催
		評議員会の開催

※理事会・評議員会はその他必要に応じて開催する

(研修等)

理事等研修会

監事等研修会

広島県社会福祉経営者協議会 総会・定例会参加

以上

# 令和3(2021)年度 社会福祉法人共働福祉会

## 久松共働センター事業計画

### 1. 所在地

広島県福山市久松台3丁目1番39号

### 2. 利用定員

#### ○障害福祉サービス事業

・生活介護 20人

・就労継続支援B型 20人

#### ○障害児通所支援事業

事業所名：サニーふれいず

放課後等デイサービス 20人

#### ○福山市地域生活支援事業

・日中一時支援事業 10人

### 3. 職員定数

#### ・生活介護

管理者	1人(兼務)	サービス管理責任者	1人(兼務)
看護師	1人(兼務)	生活支援員	18人(内2人兼務)
調理員	1人(兼務)	医師	1人(嘱託)

#### ・就労継続支援B型

管理者	1人(兼務)	サービス管理責任者	1人(兼務)
生活支援員	1人	職業指導員	5人(内1人兼務)
目標工賃達成指導員	1人	調理員	1人(兼務)
医師	1人(嘱託)		

#### ・放課後等デイサービス

管理者	1人(兼務)	児童発達支援管理責任者	1人(兼務)
指導員等	9人	医師	1人(嘱託)

#### ・日中一時支援

管理者	1人(兼務)	指導員	6人(兼務)
-----	--------	-----	--------

※指導員は障害福祉サービス事業と兼務 開所日に2名ローテーション勤務

(日中一時支援開所日は 障害福祉サービス事業は休業日)

#### ・特定相談支援事業 障害児相談支援事業

管理者	1人(兼務)	相談支援専門員	1人(専任)
		相談支援専門員	1人(兼務)

#### 4. 事業開始予定年月日

事業開始	2021年4月1日
事業完了	2022年3月31日

#### 5. 事業運営基本計画

1. 別紙年間活動計画書に基づき年間を通して目標を達成できるよう努める。
2. 防災避難訓練等を実施し、非常事態に備える。
3. 年2回健康診断を行い、健康管理を行う。
4. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
5. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。
6. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。

#### 6. 利用者の処遇

##### 1. 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービス、障害児通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービス、障害児通所支援を提供するものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービス、障害児通所支援の提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (4) 前3項のほか、以下に定める内容、その他関係法令を遵守し事業を実施するものとする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）  
（平成17年11月7日法律第123号）

- ・障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
- ・障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）、

○児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）

- ・児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準  
（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）
- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準  
（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）

##### 2. 障害福祉のサービスの内容

- (1) 生活介護

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(2) 就労継続支援B型 専用作業棟：「ワークプレイス」

- ① 事業所内外における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援
- ② 前項に基づき、知識、能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
- ③ 社会的自立に向けて、地域生活を営むために必要な訓練・余暇活動の支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(3) 放課後等デイサービス

- ① 食事・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(4) 日中一時支援

- ① 食事の提供・身辺介護・健康管理
- ② 利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するための必要な支援
- ③ 機能訓練及び社会適応訓練

(5) 特定相談支援事業 障害児相談支援事業

- ① 支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案

を作成

支給決定または変更後、サービス事業者との連絡調整、計画の作成

- ② 支給決定後、厚生労働省で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い

計画の

見直しを行う（モニタリング）

サービス事業者等の連絡調整、支給決定または支給決定の変更に係る申請の推奨

(6) 作業内容

・生活介護

- ① 菓子箱折り
- ② キット（CDボックス等）の袋入れ
- ③ 無料地域情報誌の配布
- ④ ネジへのワッシャーはめ

・就労継続支援B型

- ① 乾燥野菜・その他食品の袋詰め
- ② 染料を使用した自主製品づくり
- ③ 獣害対策用ワイヤーネットの設置
- ④ 書類の封入
- ⑤ 飲料自動販売機の商品充填・管理

7. 健康管理

年2回健康診断（但し放課後等デイサービス利用者は除く）

8. 防災計画

年2回防災訓練（放課後等デイサービス利用者は可能な際に別に行う）

9. 日 課

○生活介護 就労継続支援B型

9:45	開所	
10:00~10:10	朝の会	
10:10~12:00	作業・活動	
12:00~13:00	休憩	
13:00~15:00	作業・活動	
15:00~15:15	休憩	
15:15~15:40	作業・活動	掃除
15:40~15:45	終わりの会	
15:45~	送迎車 乗車	
16:00~	帰路出発	

○放課後等デイサービス（休業日）

9:00	開所	
9:00~9:10	朝の会	
9:10~12:00	活動	
12:00~13:00	昼食・休憩	
13:00~15:00	活動	
15:00~15:15	休憩	
15:15~16:45	活動・掃除	
16:45~16:55	終わりの会	
16:55~	送迎車 乗車	
17:00~	帰路出発	

○放課後等デイサービス（放課後支援）

14:30~	迎え（各学校へ）	
15:00~15:30	送迎	
15:30~17:00	活動	
17:00~	帰路出発	

10. 資金計画

別紙収支予算書のとおり

# 令和3年度 社会福祉法人共働福祉会

## 福山共働センター事業計画

### 1. 所在地

広島県福山市御幸町上岩成 731

### 2. 利用定員

生活介護	10人
就労継続支援B型	20人

### 3. 職員定数

#### ・生活介護

管理者	1人（兼務）	サービス管理責任者	1人（兼務）
看護師	1人（兼務）	生活支援員	7人
医師	1人（嘱託）		

#### ・就労継続支援B型

管理者	1人（兼務）	サービス管理責任者	1人（兼務）
生活支援員	1人	職業指導員	3人
目標工賃達成職員	1人	医師	1人（嘱託）

### 4. 事業開始予定年月日

事業開始	令和3年4月1日
事業完了	令和4年3月31日

### 5. 事業運営基本計画

1. 別紙年間活動計画書に基づき年間を通して目標を達成できるよう努める。
2. 防災避難訓練を年2回実施し、非常事態に備える。
3. 健康診断を年2回行い、健康管理を行う。
4. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
5. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。
6. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。

### 6. 利用者の処遇

#### 1. 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供するものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サ

サービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(4) 前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成17年11月7日法律第123号）、及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

## 2. 障害福祉のサービスの内容

### (1) 生活介護

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

### (2) 就労継続支援B型

- ① 事業所における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援
- ② 前項に基づき、知識、能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
- ③ 社会的自立に向けて、地域生活を営むために必要な訓練・余暇活動の支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

## 3. 作業内容（生産活動）

### (1) 生活介護

- ① キットBOXの袋詰め
- ② 無料地域情報誌（プレスシード）の配布
- ③ その他受注作業

### (2) 就労継続支援B型

- ① ラジコンヘリコプター用部品の袋詰め
- ② 軍手の検査・結束
- ③ 無料地域情報誌（プレスシード）の配布
- ④ その他受注作業

## 7. 健康管理

年2回健康診断（6月、12月）

## 8. 防災計画

年2回防災訓練（5月、1月）

## 9. 日 課

9:45～

開所

9:45～10:00

朝の会

10 : 00～11 : 00	作業・活動
11 : 00～11 : 15	休憩
11 : 15～12 : 00	作業・活動
12 : 00～13 : 00	休憩
13 : 00～14 : 30	作業・活動
14 : 30～14 : 45	休憩
14 : 45～15 : 30	作業・活動
15 : 30～16 : 00	清掃・終わりの会
16 : 00～	帰宅

## 10. 資金計画

別紙収支予算書のとおり

# 令和 3（2021）年度 社会福祉法人共働福社会

## 共同生活援助 <sup>そら</sup>宇宙 事業計画

### 1. 所在地

広島県福山市久松台 3 丁目 12 番 13 号

### 2. 利用定員

○障害福祉サービス事業

- ・共同生活援助 8 人
- ・短期入所 2 人

### 3. 職員数

- ・共同生活援助 短期入所
  - 管理者 1 人（兼務）
  - サービス管理責任者 1 人（兼務）
  - 生活支援員 9 人（兼務）
  - 世話人 8 人（兼務）

### 4. 事業開始予定年月日

事業開始 2021 年 4 月 1 日

事業完了 2022 年 3 月 31 日

### 5. 事業運営基本計画

1. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。
2. 防災避難訓練等を実施し、非常事態に備える。
3. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
4. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。

### 6. 利用者の処遇

#### 1. 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活を営むべき住居をいう。共同生活援助において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものとする。
- (2) 指定共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町、他の指定障がい福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障がい者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- (3) 前 2 項の他、法及び「福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年 9 月 28 日条例第 40 号）を遵守し、事業を実施するもの

とする。

## 2. 障害福祉のサービスの内容

### (1) 共同生活援助

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 休日夜間における支援、緊急時の対応
- ③ 利用者に対する相談、余暇活動などの支援
- ④ 地域において、共同して自立した日常生活又は社会生活を営むための支援
- ⑤ その他利用者の支援に関すること

### (2) 短期入所

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 休日夜間における支援、緊急時の対応
- ③ 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて必要な保護
- ④ 利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むための支援
- ⑤ その他利用者の支援に関すること

## 7. 日課

○共同生活援助・短期入所（平日）		○共同生活援助・短期入所（休日）	
7：00	起床・通所準備	7：00	起床
8：00	朝食	8：00	朝食
9：30	通所送迎 乗車	9：30	掃除・洗濯
	通所		余暇
		12：00	昼食
			余暇
16：10	通所送迎 降車	16：30	入浴・余暇
16：30	入浴・洗濯・余暇	18：00	夕食
18：00	夕食	19：00	入浴・余暇
19：00	入浴・洗濯・余暇	21：00	就寝
21：00	就寝	22：00	消灯
22：00	消灯		

## 8. 資金計画

別紙収支予算書のとおり